平成２９年（フ）第５０３２号
大阪市東成区東小橋３丁目７番９号　エステイトビル505号
債務者　安原英夫こと　権　　純実
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０３８号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目23番13号　ビスタ瓜生堂　103号
債務者　本多　安文
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４０号
大阪市生野区巽東３丁目９番24号　シーマックイースト　3016号
債務者　榎本　　充
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５８号
大阪府東大阪市小阪１丁目７番２－432号、前住所大阪市生野区小路２丁目15番２－407号
債務者　前田　光裕
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５９号
大阪府枚方市春日元町２丁目39番１－25号
債務者　西村　法彦
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７４号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号、前住所大阪市平野区平野宮町１丁目１番14号
債務者　岩崎　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１１号
大阪府東大阪市友井２丁目４番９号
債務者　向井　芳樹
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１２９号
大阪市西区立売堀５丁目８番26号　602
債務者　髙倉　文子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４３号
大阪府池田市伏尾台４丁目８番地の８、前住所大阪府池田市古江町86番地の54
債務者　中村　幸恵（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５０号
大阪市平野区加美鞍作２丁目14番９号
債務者　吉田　和男
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５１号
大阪市平野区加美鞍作２丁目14番９号
債務者　吉田多美子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４号
岐阜市黒野455番地１（エクスクルーシブ105号室）、前住所岐阜市洞1037番地12
債務者　桐山ひかる
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
山口県宇部市大字中野開作136番地１　メルヴェーユ103号、従前の住所山口県山陽小野田市高千帆２丁目９番７号
債務者　貝原　菜美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第６８９号
仙台市宮城野区幸町３丁目６番４－102号
債務者　氏家　博昭
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６９７号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字吉ケ沢屋敷29番地
債務者　阿部　裕二
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１８号
宮城県塩竈市南町７番９号
債務者　菅原　美香
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係